

## 東京都後期高齢者医療広域連合外部公益通報の処理に関する要綱

令和7年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定に基づく外部公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、公益通報者保護法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 公益通報者保護法第2条第1項各号に掲げる者(以下「労働者等」という。)が、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有する東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対して行う公益通報をいう。

(2) 外部通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。

(3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課をいう。

(除斥)

第3条 外部公益通報の処理に従事する職員は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(以下この項において「父母等」という。)の一身上に関する外部公益通報又は自己若しくは父母等が従事する業務に直接の利害関係のある外部公益通報については、関与することができない。

(外部公益通報の方法)

第4条 労働者等は、文書、電子メールその他適切な方法により、原則として自己の氏名を明らかにして、所管課又は総務部総務課に外部公益通報を行うことができる。

(外部公益通報の受付等)

第5条 総務部総務課は、外部公益通報を受け付けたときは、速やかに所管課に引き継ぐものとする。

2 所管課の長(以下「所管課長」という。)は、前項の規定により引き継いだ外部公益通報及び当該所管課が受け付けた外部公益通報について、遅滞なく、受理するか否かを決定するものとする。

3 所管課長は、前項の規定により受理することを決定したときはその旨を、受理しないことを決定したときはその旨及びその理由を外部通報者に通知す

るものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者については、この限りでない。

4 所管課長は、第2項の規定による決定をしたときは、その旨又はその旨及びその理由並びに外部公益通報の概要(外部通報者の氏名を除く。)を東京都後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)に報告するものとする。

5 所管課は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有しない外部公益通報があったときは、外部通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の調査)

第6条 所管課長は、外部公益通報を受理した場合は、直ちに必要な調査を開始するものとする。

2 所管課長は、前項の調査に当たっては、広域連合が委託する弁護士資格を有する者(区と利害関係を有する者を除く。)に外部公益通報に係る違法性の有無等について、相談することができる。

3 所管課長は、第1項の調査に当たっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

第7条 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置(以下「法令に基づく措置等」という。)を行うとともに、その内容を広域連合長に報告するものとする。

2 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認められないときは、その旨を広域連合長に報告するものとする。

3 所管課長は、調査の結果及び法令に基づく措置等について外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。

4 所管課長は、前項の通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

(処理状況の公表)

第8条 広域連合長は、毎年、外部公益通報の処理状況を公表するものとする。

(運用上の注意)

第9条 この要綱の運用に当たっては、関係者の利益が不当に侵害されないことがないように配慮しなければならない。

(記録等の管理等)

第10条 総務部総務課長及び所管課長は、外部公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、外部通報者の秘密の保持に配慮して適切な方法で管理するものとする。

(他の行政機関への協力)

第11条 広域連合は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合等を除き、必要な協力を行うものとする。

2 広域連合は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。